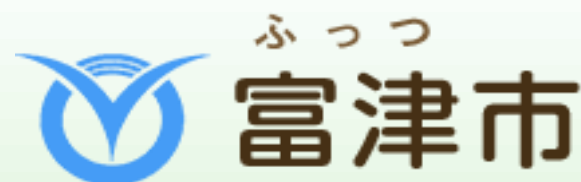




令和8年度から
新たにスタート!



富津市あなたのチャレンジサポート! 創業支援等事業補助金

富津市では○市内で新たに創業する個人・法人の方
○市内事業者事業の承継を受ける方
を応援するために、**市独自の補助金事業を行います。**

対象となる費用と補助内容

① 創業・事業承継費用

開業届出や法人設立等、事業承継に係る手続き等を、司法書士・行政書士等の専門家へ依頼する際に要する費用

- 補助率・・・補助対象経費の1/2
- 補助上限額・・・15万円

② 広告宣伝費

広告宣伝に係るパンフレット、看板等の印刷及び制作に要する費用

- 補助率・・・補助対象経費の1/2
- 補助上限額・・・10万円

対象例

○専門家への資料作成依頼時に要する費用(例:会社設立にあたり、書類の作成を司法書士に依頼した等)

※ただし、登録免許税・定款認証量・収入印紙代・各種証明書取得費用を除く

○チラシ、パンフレット、ポスター等の印刷費 ○ホームページの開設費 ○SNSへの広告掲載に係る費用 など

受付期間

○事前相談受付:4月1日から10月31日 ○交付申請受付:4月1日から12月20日

※各受付期間の最終日が休日の場合は翌開庁日(開所日)までが期限となります。

◎この補助金の交付要件として、**富津市商工会への加入・指導**を受ける必要があります

○富津市商工会への加入(創業後6か月以内) ○商工会の指導による経営計画書の作成

○補助金の交付を受けた翌年度から3年間、商工会の経営指導を受けること

※補助金の額の算出に当たり、1,000円未満の端数が生じるときは、**1,000円未満の端数は切り捨て**となります。

※補助金の交付は**同一の者に対し1回限りとし、①・②併せて上限25万円**となります。

お問い合わせ
はこちら

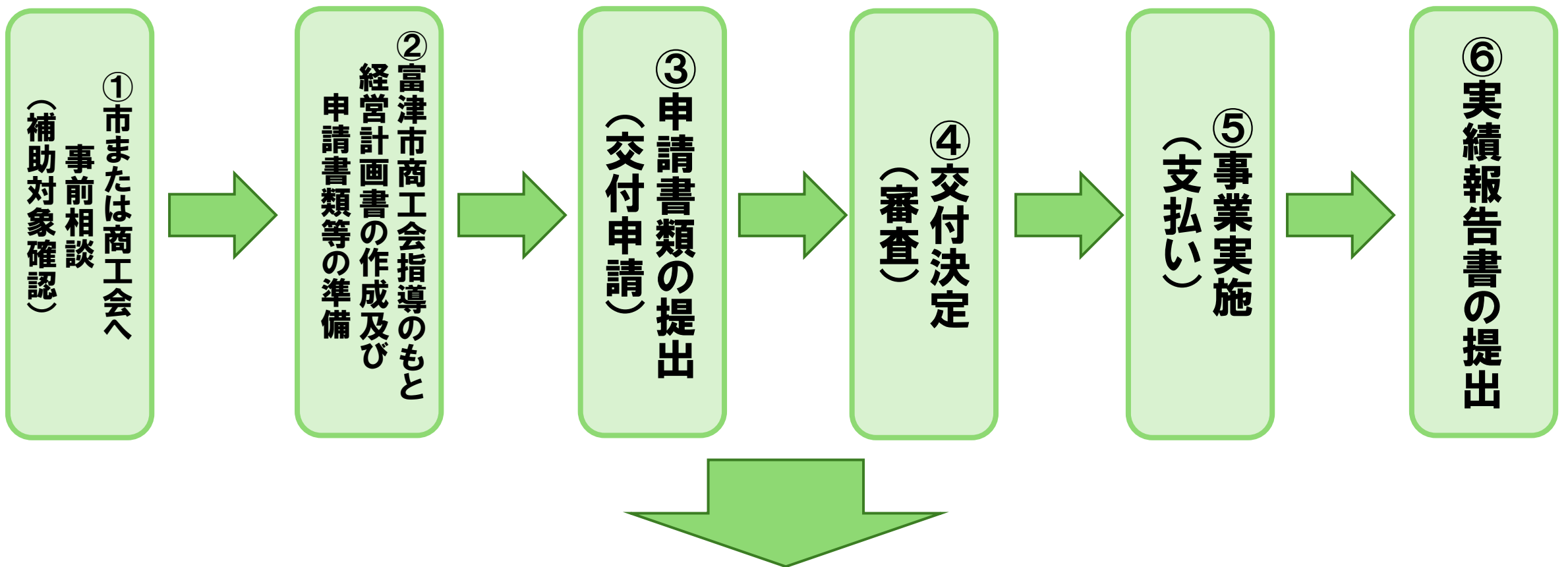
富津市役所商工観光課

TEL:0439-80-1287 (平日8:30~17:15受付)

市HPは
こちらから⇒



申請から交付までの流れ



⑦補助金の交付(市による書類審査)

補助対象者の要件 (すべてに該当する必要があります)

- 補助金の申請を行った年度の末日までに、創業又は事業承継する見込みのある方
- 事業を3年以上継続して行う見込みのある方
- 市内に住所を有する、又は事業開始と同時に富津市に転入する見込みがある方
(法人の場合は、申請年度の末日までに市内に本店所在地として法人登記が必要)
- 許認可が必要な業種については、許認可を取得している方
- 市税の滞納がない方
- 富津市商工会に加入していること
(創業後6か月以内まで)
- 商工会の指導により経営計画書を作成している方
- 補助金の交付を受けた翌年度から3年間、商工会の経営指導を受ける見込みがある方

補助対象外となる業種・要件

- 暴力団及びそれに関係する者でないこと
- 会社更生法に基づく更生手続き又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと
- 農業・林業・漁業・鉱業・採石業・砂利採取業
- 風俗営業等の公序良俗に反する事業
- 常時従事する者がいない事業
- フランチャイズ契約等に基づく事業
- その他市長が適当でないとする事業

注意事項

- 補助金の申請は、申請書の提出が12月20日までに行うことができ、翌年3月末までに完了できる見込みがあるものに限り、ます。
- 補助金の交付決定前に支払いを行った経費は、補助の対象外となります。
- 交付決定後に申請内容を変更する場合は、事前に市に相談のうえ変更手続を行う必要があります。
- 交付決定後や補助金の交付を行った後に要件を満たさなくなった場合、又は不正行為が発覚した場合は、交付決定の取消や補助金の返還を求める場合があります。
- 補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間、関係書類を保存しておく必要があります。